

三重県地方自治研究センター「支え合う社会」ワーキング・グループ
成年後見制度の利用促進に向けた現状と課題に関するアンケート

<依頼対象>

○行政機関

- ・三重県（地域福祉課）、県内 29 市町の高齢者福祉担当部署・障害者福祉担当部署
- ・県内の家庭裁判所の家事事件担当係
- ・県内の法務局の成年後見制度担当部署

○相談機関

- ・三重県社会福祉協議会、29 市町社会福祉協議会
- ・県内の地域包括支援センター、障害者相談支援センター

○専門職団体

- ・三重弁護士会
- ・成年後見センター・リーガルサポート三重支部（司法書士）
- ・コスマス成年後見サポートセンター三重県支部（行政書士）
- ・三重県社会福祉士会
- ・三重県精神保健福祉士協会

○金融機関

- ・百五銀行、三重銀行、第三銀行
- ・県内の信用金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

○利用者団体

- ・認知症の人と家族の会三重県支部
- ・三重県知的障害者育成会
- ・三重県精神保健福祉会

Q.1 貴団体の職員又は会員の成年後見制度に関する理解について

※下記の中から 1 つ選んでください。

- ①十分理解している ②ある程度理解している
③あまり理解していない ④理解していない

Q.2 貴団体で成年後見制度に関する理解を深める取り組みをしていますか。

※「①している」を選んだ場合は、該当項目についてご回答ください（複数回答可）

- ①している

- ⇒(1)団体内での勉強会・研修会 (2)団体外の研修・学会への派遣
- (3)通信教育・資格試験の勧奨 (4)各自の自己啓発勧奨
- (5)関係団体・機関との相互連携

別添資料①

- (6)その他 ()
②していない

Q.3 貴団体に対して住民・利用者・患者・会員などから制度に関する相談はありますか。

※下記の中から1つ選んでください。
①多くの相談がある ②ある程度の相談がある ③あまり相談がない ④相談がない

Q.4 成年後見制度の現在の利用状況についてどう思いますか。

※下記の中から1つ選んでください。
①現状よりニーズはもっと多いと思う ②現状よりニーズはやや多いと思う
③現状とニーズはほぼ同じであると思う ④現状よりニーズはやや少ないと思う
⑤現状よりニーズはもっと少ないと思う ⑥分からぬ

Q.5 成年後見制度の今後のニーズについてどう思いますか。

※下記の中から1つ選んでください。
①著しく増加すると思う ②徐々に増加すると思う ③現状のまま推移すると思う
④徐々に減少すると思う ⑤著しく減少すると思う ⑥分からぬ

Q.6 成年後見制度の利用促進を阻害している要因は何だと思いますか。

※下記の中から5つ選んでください。
①制度が複雑で理解しづらい ②制度の利用方法が複雑
③制度の周知不足 ④申立書類が煩雑
⑤申立手続きに時間が掛かる ⑥親族間の同意確認・意見調整が難しい
⑦制度利用について判断できない ⑧制度利用について本人・親族の抵抗感が強い
⑨適切な候補者が分からぬ ⑩希望する候補者が必ず選任されるとは限らない
⑪受任すべき専門職が不足している ⑫制度に関する相談先が分からぬ
⑬制度に関する相談機関の周知不足 ⑭申立費用が高い
⑮申請費用が分からぬ ⑯費用助成に関する制度が利用しづらい
⑰後見人等の報酬に対する不安がある ⑱後見人等の支援範囲が狭い
⑲後見人等の負担が大きい
⑳その他 ()

Q.7 成年後見制度の周知先として適切な対象をどのようにお考えですか。

※下記の中から3つ選んでください。
①精神科医療機関 ②精神科以外の医療機関 ③精神科医療機関の通院患者
④精神科医療機関の入院患者 ⑤介護保険サービス事業所 ⑥ケアマネジャー
⑦計画相談事業所 ⑧介護保険施設 ⑨障害者施設 ⑩施設入所者・入居者
⑪介護保険施設以外の施設（グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等）

別添資料①

- ⑫金融機関 ⑬介護保険の認定を有し、認知症自立度Ⅱ以上の者とその家族
- ⑭療育手帳を有する者とその家族 ⑮精神保健福祉手帳を有する者とその家族
- ⑯その他 ()

Q.8 住民全般への成年後見制度の周知方法として最も不足していると感じるものは何だと思いますか。

※下記の中から1つ選んでください。

- ①研修会・講演会等を通じた制度周知 ②テレビ・ラジオ・新聞等を通じた制度周知
- ③広報・機関紙（誌）による制度周知 ④制度案内チラシの配布
- ⑤ホームページ、ブログ、SNSなどの活用

Q.9 成年後見制度を利用するにあたって支援が必要な内容は何ですか。

※下記の中から3つ選んでください。

- ①制度の概要説明 ②制度利用の必要性の判断 ③申立類型の判断
- ④医療機関へのつなぎ ⑤申立書類作成を委任できる弁護士、司法書士の紹介
- ⑥候補者の職種の判断 ⑦候補者の紹介 ⑧申立方法の説明 ⑨申立書類作成の支援
- ⑩成年後見制度利用支援事業、法テラスによる申立費用に関する助成制度の説明
- ⑪後見人等の活動支援
- ⑫その他 ()

Q.10 成年後見制度利用にあたって行政機関に期待される必要な施策は何ですか。

※下記の中から3つ選んでください。

- ①制度の周知 ②相談機関の設置 ③相談できる職員の育成 ④研修会・講演会の開催
- ⑤成年後見制度利用支援事業の充実 ⑥相談機関の支援内容の充実 ⑦候補者の育成
- ⑧受任後の後見人等の支援 ⑨法律専門職との連携支援
- ⑩地域での支え合い（市民後見人等）の必要性周知
- ⑪その他 ()